

お知らせします 工事監査結果

「関の山車会館地域交流施設新築工事」の工事監査を、平成30年10月11日に行いました。

その結果を、平成31年1月28日に市長と議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 渡部 満
同 新 秀隆
同 国分 純



問合せ先 監査委員事務局監査グループ(☎84-5051)

監査対象工事の概要

所管部課	生活文化部文化スポーツ課	工事場所	亀山市関町中町 地内
工事名	関の山車会館地域交流施設新築工事		
工事内容	江戸時代より関宿で遺されている山車(亀山市有形・無形民俗文化財)の保存・展示および祭囃子の伝承活動の拠点として、関の山車会館を整備するにあたり、地域交流施設(山車収蔵展示棟)を新築する。 敷地面積: 658.58㎡ 建ぺい率: 45.45% 建築面積: 309.12㎡ 主要用途: 博物館 延床面積: 299.27㎡ 建築工事: 木造、平屋建		
契約方法	一般競争入札	契約金額	105,840,000円
請負業者	白川建設(株)		
設計業者	(株)都市環境設計三重事務所	監理業者	(株)都市環境設計三重事務所
工期	平成30年3月30日～平成30年10月31日		
工事進捗率	40%(平成30年10月11日時点)		

※この監査は、特に高度な専門知識と経験が必要なことから、(公社)大阪技術振興協会に技術士の派遣を求めて、所定の監査資料に基づき、所管課の職員および関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の検査および工事現場の実査により行った。

1 監査の結果

技術士による調査結果をふまえ、工事関係書類および現場の施行状況は、いずれもおおむね適正であると判断した。

しかしながら、工期は平成30年10月31日までであるにも関わらず、監査当日(平成30年10月11日)の進捗率は40%であり、工期の延長がなされていない。工期の延長については速やかに手続きを行い、新たな工期の変更契約を締結されたい。

2 技術士による調査結果(抜粋)

(1) 総括所見

プロジェクト全般については、設計監理・施工管理の手続き上に大きな問題はなかった。監理・監督業務に多少の工夫・改善の事項はあるが、総括的にはおおむね良好であった。

【工夫・改善が望まれる点】

- ①工事発注者は、設計図書(設計内訳書を含む)を成果品として受領する際には、設計者に対して、成果品間の整合性が担保されていることを確認し、書面で残して受領することが望まれる。

- ②工期の見直しについては、現在手続き中であるとのことであったが、速やかに手続きを行い、新たな工期を工事関係者に周知する必要がある。
- ③照査確認予定表が作成されていることは、工事監督上、有効なツールである。ただし、その予定表を使って関係書類が提出された際には、日付を記入することで進捗状況の確認をすることが望まれる。
- ④工事発注者、設計監理者および施工者が最初に顔を合わせる第1回全体打ち合わせには、現場代理人とともに現場代理人の上司(工事契約者)も出席させることが肝要である。この会合で、施工者に対して工事発注者からは工事への要望事項や問題点などについて、また設計監理者からは設計のコンセプトを明確に施工者に伝達することで、プロジェクトを順調に進行させることができる。
- ⑤工事契約約款では、瑕疵期間が1年と定められているので、竣工1年後には、定期検査を瑕疵期間の終了する境目の検査として実施することが望まれる。

(2)書類監査

ア. 設計

- 設計委託業者および監理委託業者の選定手続きについては、適切に執行されていた。
- 設計時に採用した基準類は適正で、設計図書作成に関して不具合はなかった。

イ. 積算

- 採用している積算基準や歩掛りの運用は適正で、算出根拠は明確であった。

ウ. 入札・契約

- 工事施工何から工事請負契約までの手続きは、公正かつ適正に行われていた。

エ. 監理・監督

- 監理者業務日報は、工事発注者である亀山市に提出されていたが、多くのページが白紙状態であり、作成そのものが目的化しているように感じられた。月報についても同様で、後で確認しても進捗状況がよく分からない状態であった。

オ. 施工管理

- マニフェストについては、工事完了毎にA票・E票ともに確認しておくことが肝要である。

カ. 工事記録写真

- 工事記録写真については、撮影の日付を入れた白板に被写体の内容を記述しておくことが肝要である。

キ. 品質管理

- 完成後に確認できない部分については、中間(工程)検査として確認を実施し、写真に記録したり、測定可能な部分については測定し、記録に残すことが肝要である。

- 機械設備などについては未着工であり、中間(工程)検査については十分間に合うので、実施されることが望ましい。

ク. 工程管理

- 当該工事は、排水工事先行のため、当初の工程から大きな変更がなされているにもかかわらず、工程変更の手続きが完了していない状況である。早急に、工程を作成し、工事関係者へ周知徹底する必要がある。
- 設備工事の工程についても、建築工事の工程に合わせて予め組み込むことを推奨する。現状では、資材の調達に関しても不備はないとのことであるが、計画性をもって取り組まれることが必要である。
- 施工業者から市に提出されていた月報は、県が使用している様式をそのまま使用しているということであり、その作成・提出を受注者側に指示されているが、記載内容を再確認の上、作成する目的を明確にして、必要でない判断されたら廃止も含めて検討されることを提案する。
- 定例会の議事録の中で、市側から夏休みの保安体制につき報告するよう指示があったが、その後どうなったのか確認できなかった。非常に重要なことなので、その結果については、早急に提示できるようにすべきである。

ケ. 安全衛生管理

- 作業日報を現場で確認したが、現場代理人の押印がなかったため、その内容が確認されているという証拠がない。確認後は、必ず押印されることを習慣付けられたい。

コ. 維持管理

- 竣工に伴って提出される引継ぎ書類は、工事発注者検査日の前日までに提出させて、内容点検の上、訂正や不足している資料を整え、竣工日の前日には、引継ぎ書類綴りを成果品として提出させることが肝要である。
- 諸事情により、竣工日に施工が完了しないものや提出できないものについては、未済工事リストを作成させ、完了予定日を記述したものを提出させる必要がある。

(3)現場施行状況監査

- 狭隘な現場であり、明確に安全通路を確保することは困難であるので、場内の整理整頓を徹底することが肝要である。
- 危険予知活動の記録簿に担当者の押印あるいはサインがなかった。提出先は現場代理人なので、提出する前に押印することが必要であり、現場代理人も押印がないものを受領することのないようにされたい。

